

議案第70号

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正
する条例

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年鹿児島
県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例第2条
の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19
年法律第40号）第4条第6項の同意の日（以下「同意日」という。）が平成30年4月1日前又
は令和3年4月1日以後である同条第1項の地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画
に係る施設を設置した者について適用し、同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日
までの間である同項の地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に係る施設を設置した
者については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団
体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。